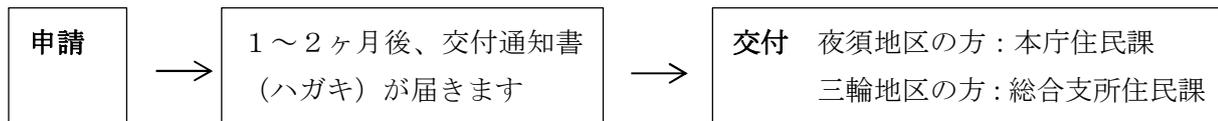


## Q&A

Q マイナンバーカードはすぐに受け取れますか

A 受取までに1～2ヶ月かかります



### 【交付申請について】

Q 申請方法・申請に必要なものを知りたいです

A

申請方法	申請書について	申請方法について	不備通知方法
オンライン申請	QRコード付き交付申請書※ <sub>1</sub> または通知カードの下の交付申請書※ <sub>2</sub>	スマートフォンまたは パソコンで申請	メール
役場で 申請サポート		住民課（本庁・総合支所） で写真撮影を行い オンライン申請（無料）	郵送
証明写真機		対応している証明写真機の 手順に沿って申請	
郵送申請	QRコード付き交付申請書※ <sub>1</sub> または通知カードの下の交付申請書※ <sub>2</sub> または手書用申請書※ <sub>3</sub>	規格内の写真を準備して申 請書を郵送	

※<sub>1</sub>本人もしくは同一世帯・法定代理人が本人確認書類を持参していただければ再発行が可能です。

親権者が別世帯で本籍地が町外の場合は戸籍謄本が必要となります。

成年後見人は登記事項証明書又は審判書の謄本+確定証明書（3ヶ月以内）が必要となります

※<sub>2</sub>通知カードを再発行した方はQRコードが付いていないので利用できません。

以前の住所が記載された通知カードでも申請は可能です。

※<sub>3</sub>手書用交付申請書はダウンロードできます [マイナンバーカード総合サイト 交付申請書等ダウンロード](#)

Q 交付申請書は代理で発行できますか

A できます。同一世帯の方、法定代理人の方が代理人の本人確認書類を持参していただければ可能です。

法定代理人が別世帯で本籍地が町外の場合は戸籍謄本が必要となります。

別世帯の方の場合、委任状とそれぞれの本人確認書類が必要となります。

Q 乳幼児の写真撮影はどのようにしたらよいですか

A 無地の布団などの上に寝かせて正面から撮影、抱っこして撮影する場合は抱っこしている方が写らないように白い布をかぶって撮影する方法が考えられます

### 【マイナンバーカード交付について】

Q マイナンバーカードの受け取りをお知らせする交付通知書を紛失してしまった場合、どのようにすればよいでしょうか

A 通知カードや顔写真付き本人確認書類をお持ちであれば受取り可能です、住民課 42-6693 へご連絡ください

Q 受け取り期限を過ぎてしまいましたけどどのようにしたらよいでしょうか

A 受け取り期限は目安となっておりますので、一定期間は保管しております。廃棄を行う際には事前に廃棄通知書を郵送させていただいております

Q マイナンバーカードの交付申請をしましたが、引っ越しをした場合、マイナンバーカードは受け取れますか

A 町内のお引っ越しの場合、受け取り後に券面の更新を行います

町外にお引っ越しの場合、受け取れませんので転入先で新たに交付申請をお願いいたします。

### 【マイナンバーカードの紛失について】

Q マイナンバーカードを紛失しました、必要な手続きが知りたいです

A ・マイナンバー総合フリーダイヤルでマイナンバーカードの電子証明書等の機能の一時停止を行う必要があります。マイナンバー総合フリーダイヤル（無料）0120-95-0178※一時停止の利用は24時間365日対応

・外出先で紛失した場合は合わせて警察署へ遺失届・盗難届の提出が必要です（提出時に発行される受理番号が再交付時に必要になります）

・再申請する場合は本人確認書類を持参して住民課へお越しください

Q 紛失したマイナンバーカードが見つかりました、使用できますか

A 住民課で一時停止を解除すれば使用できます、住民課 42-6693 へご連絡ください

### 【通知書について】

Q 電子証明書の有効期限通知書が届いた場合、どのようにしたらよいでしょうか

A 期限内に来庁していただければ電子証明書の更新が可能です。期限が過ぎると電子証明書は失効となり発行が必要となります（暗証番号は変わりません）。必要なもの、代理人手続きについては同封の案内をご確認ください。※暗証番号が不明な場合は再設定が可能ですので本人確認書類を持参ください

Q マイナンバーカードの有効期限通知書が届いた場合、どのようにしたらよいでしょうか

A 同封の申請書に申請書 ID の記載がある場合は、スマートフォンやパソコンからのオンライン申請、まちなかの証明写真機での申請または郵送にて申請になります。

同封の申請書に申請書 ID の記載がない場合は、郵送のみの申請となりますが、本人確認書類を持参のうえ来庁していただければ QR コード付き申請書を発行できますので、オンライン申請ができます。

Q 外国籍ですが、個人番号通知書は送付されますか

A 日本国内に転入し住民票が作成されれば、2～4週間後に個人番号通知書（転送不要郵便・簡易書留）が送付されます

Q 子どもが誕生した場合、マイナンバーカードの交付申請書はいつ届きますか

A 出生届を提出し、住民票登録がされると、2～4週間後に個人番号通知書（転送不要郵便・簡易書留）が送付されます

### 【健康保険証の登録について】

Q マイナンバーカードを健康保険証として使用したいです

A 登録が必要です

Q 健康保険証の登録はどのようにしたらよいですか

A ご自身でマイナポータルやセブン銀行 ATM で登録ができます。他に専用端末設置の病院、本庁住民課でもサポートを行っております。

Q 健康保険証の登録に健康保険証は必要ですか

A 必要ございません、必要なものは利用者証明用電子証明書搭載のマイナンバーカードと利用者証明用電子証明書暗証番号になります

## 【その他】

Q マイナンバーカードを使用して、コンビニで住民票等を取得することはできますか

A コンビニで住民票と印鑑証明書を取得できます。詳しくは町のホームページからご確認ください。

筑前町コンビニ交付について

(<https://www.town.chikuzen.fukuoka.jp/S002/001/20240405162025.html>)

Q マイナンバーを確認・証明したいです

A 通知カードまたは個人番号通知書、マイナンバーカード、マイナンバーが記載された住民票の写しまたは住民票記載事項証明書を取得することのいずれかになります

Q マイナンバーカードの各種手続きを自身で行うことはできますか

A 暗証番号の下記の手続きが行えます。

- ・マイナポータルで署名用電子証明書・利用者証明用電子証明書・券面事項入力補助用の暗証番号の変更
- ・キオスク端末（マルチコピー機）を設置しているコンビニエンスストアで署名用電子証明書・利用者証明用電子証明書の再設定（ロック解除）

※同時設定はできません。署名用電子証明書の初期化には利用者証明用電子証明書が必要で、利用者証明用電子証明書の初期化には署名用電子証明書が必要です。

マイナンバーカードのパスワードをコンビニで初期化

(<https://www.jpki.go.jp/jpkiidreset/howto/index.html>)